

議案第100号

損害賠償の額を定めることについて

道路路肩崩落による自動車転落事故の損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年8月31日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 相手方 伊賀市杵川359番地の5
丸山建設株式会社
代表取締役 前山 泰寛

2 事故の概要

平成27年4月11日（土）午前8時35分頃、伊賀市奥馬野地内市道奥馬野線において、市発注の災害復旧工事の現場へ生コンクリートを運搬中、道路路肩が崩落し、相手方車両が道路下の河川に転落した。これにより相手方車両を全損させた。

3 損害賠償額 5,568,055円